

○大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成18年3月28日

条例第7号

改正 平成18年6月27日条例第31号

平成20年3月28日条例第2号

平成22年6月22日条例第23号

平成22年9月22日条例第27号

平成24年9月21日条例第39号

平成26年9月19日条例第28号

平成28年9月20日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) ひとり親家庭の親 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に児童を監護しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするもの

ウ ア又はイに掲げる者に準ずる者として規則で定める者

(3) ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の親の監護を受けている児童をいう。

(4) 父母のない児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 父母と死別した児童

イ 父母から遺棄されている児童

ウ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者として規則で定める者

(5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費及び家族移送費の支給をいう。

(7) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに医療保険各法に規定する保険者が特に必要と認めたものをいう。

(8) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が当該保険給付の対象となった療養に関し負担すべき額をいう。

(平20条例2・平24条例39・平26条例28・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)

は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、本市に住所を有する者として規則で定める者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の親
- (2) ひとり親家庭の児童
- (3) 父母のない児童

(平22条例27・平24条例39・一部改正)

(助成の制限)

第4条 対象者のうち次の各号のいずれかに該当する者の療養に係る医療費の助成については、これを行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) ひとり親家庭の親の前々年の所得（12月1日から同月末日までの間に受ける療養に係る医療費の助成にあつては、前年の所得。以下同じ。）が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下この条において「施行令」という。）第2条の4第2項の表の第1欄に定める区分に応じて、同表の第2欄に定める額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童
- (3) ひとり親家庭の親の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第6号において同じ。）の前々年の所得又はひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の親と生計を同じくするもの前々年の所得が、施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童
- (4) 父母のない児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童及び施行令第2条の3各号に規定する児童（以下これらを「父母と死別した児童等」という。）を除く。）を養育する者（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する

者をいう。以下同じ。)の前々年の所得が、施行令第2条の4第2項の表の第1欄に定める区分に応じて、同表の第2欄に定める額以上であるときの当該父母のない児童

(5) 父母のない児童(父母と死別した児童等に限る。)を養育する者の前々年の所得が、施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(6) 父母のない児童を養育する者の配偶者の前々年の所得又はその養育する者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育する者の生計を維持するものの前々年の所得が、施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

2 前項第2号から第6号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(平24条例39・全改、平26条例28・平28条例38・一部改正)

(受給資格の認定申請等)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その認定を受けるとともに、医療証の交付を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該認定を受けた

事項に変更等（規則で定めるものに限る。）が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、受給者が正当な理由がなく、前項の規定による届出をしないときは、次条の規定による医療費の助成をしないことができる。

（平 2 4 条例 3 9 ・ 一部改正）

（助成の方法）

第 6 条 医療費の助成は、受給者に助成すべき額を保険医療機関等の請求に基づき当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定による方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、保険医療機関等において保険給付を受ける際に、当該保険医療機関等に前条第 1 項に規定する医療証を提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、保険給付が療養費でなされたとき、又は受給者が既に保険医療機関等で一部負担金を支払っているときは、受給者の申請に基づき、助成すべき額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。
- 4 前項の申請は、当該保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して 1 年以内に行わなければならない。

（平 2 4 条例 3 9 ・ 全改）

（助成の額）

第 7 条 医療費の助成の額は、一部負担金から次に定める額を控除した額とす

る。

- (1) 次条第1項の規定により支払うべき一部自己負担金の額
- (2) 一部負担金に対する医療保険各法による付加給付金の額
- (3) 医療保険各法以外の法令の規定による国又は地方公共団体の公費負担等の額
- (4) 一部負担金のうち大分市子ども医療費の助成に関する条例（昭和49年大分市条例第44号）による医療費の助成を受けることができる額  
（平20条例2・平22条例23・平24条例39・一部改正）  
（一部自己負担金）

第8条 受給者は、保険医療機関等において保険給付を受けたときは、保険医療機関等ごと（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等にあつては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。）に1日につき500円（保険給付を受けた者が負担すべき額が500円に満たない額の場合は、当該額）を一部自己負担金として支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一部自己負担金の支払を要しない。

- (1) ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が保険医療機関等において保険給付を受ける場合
- (2) 保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付さ

れた処方せんにより健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局から薬剤の支給を受ける場合

- (3) 一の月に同一の保険医療機関等において受けた保険給付が、診療報酬請求書ごとに、次に掲げる日数又は回数を超える場合（当該日数又は回数を超える部分の保険給付に係るものに限る。）

ア 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14日

イ アに掲げる場合以外の場合 4回

（平24条例39・全改）

（第三者の行為による制限）

第9条 市長は、疾病、負傷等が第三者の行為によって生じたものであって損害賠償等を受けることができるときは、その限度において医療費の助成を行わないものとする。

（平24条例39・追加）

（譲渡等の禁止）

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（平24条例39・追加）

（助成額の返還）

第11条 偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた者があるとき



は、市長は、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 2 4 条例 3 9 ・ 旧第 9 条 繰下 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 4 条例 3 9 ・ 旧第 1 0 条 繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大分市障害者医療費の助成に関する条例（平成 1 8 年大分市条例第 6 号）附則第 6 項の規定による廃止前の大分市心身障害者並びに母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和 4 9 年大分市条例第 6 号。以下「旧条例」という。）及びこれに基づく規則の規定による医療証の交付を受けていた者（旧条例第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者に限る。以下「旧対象者」という。）が受けた療養等に係る助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において旧対象者であった者が施行日以後において引き続き旧条例第 3 条第 1 項第 3 号に該当する者である場合にあっては、当該旧対象

者については、施行日から平成18年10月31日までの間、第5条第1項の認定を受けている者とみなす。

- 4 施行日から平成18年10月31日までの間、旧条例第3条第1項第3号の規定に該当する者については、第3条の対象者とみなす。

附 則（平成18年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 前項の規定による改正後の大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成22年8月1日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年8月1日から適用する。